

資金移動業のしおり<第6版> 正誤表

「資金移動業のしおり<第6版>」をご購入・正誤表を閲覧いただき、ありがとうございます。

発刊後の法令等改正による内容の変更につきまして、以下の通り、正誤表を作成しております。

「第6版初刷 購入者様向け」、「第6版令和5年3月増刷 ご購入様向け」をそれぞれご用意しておりますので、お手持ちの書籍がどちらかご確認の上、ご覧ください。

なお、第6版「初刷」か「令和5年3月増刷」かは、お手持ちのしおりの本文最終ページにてご確認いただけます。

<p>本文最終ページのタイトル下に 「【第6版】 令和4年2月 発行」とのみ記載があるもの</p>	<p>資金決済に関する法律施行令等の一部改正等のお知らせ(第6版初刷購入者様向け) ※青文字をクリックすると該当ページにジャンプします。</p>
<p>本文最終ページのタイトル下に 「【第6版】 令和4年2月 発行 令和5年3月 増刷」と記載があるもの</p>	<p>資金決済に関する法律施行令等の一部改正等のお知らせ(第6版令和5年3月増刷購入者様向け) ※青文字をクリックすると該当ページにジャンプします。</p>

資金決済に関する法律施行令等の一部改正等のお知らせ（第6版初刷購入者様向け）

本書で扱う法令及びガイドラインにつきまして、以下の通り一部改正が行われました。

改正対象	改正の主な内容等	施行・適用日
資金決済に関する法律施行令	「金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律」の施行に伴い、金融サービス仲介業に係る制度を整備するための改正	令和3年11月1日 ※ 第6版発行前の改正ですが、編集の都合上、反映が間に合わなかったものです。
資金移動業に関する内閣府令 金融庁事務ガイドライン第三分冊金融会社関係 14資金移動業者関係	個人情報保護に関する法律等の改正に伴う、個人である顧客に関する情報の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生するおそれがある事態が生じた場合の当局への報告を義務付けるための改正等	令和4年4月1日
資金移動業履行保証金規則	供託規則の一部を改正する省令(令和4年法務省令第28号)と同様の対応をするための改正	令和4年9月1日
金融庁事務ガイドライン第三分冊金融会社関係 14資金移動業者関係	全銀システムへの参加資格の拡大を踏まえ、同システムに参加する資金移動業者への監督上の対応、及び、無登録業者(銀行法における免許又は資金決済に関する法律における資金移動業の登録を受けずに業として為替取引を営んでいる者)等への対応に関する改正	令和4年10月7日
金融庁事務ガイドライン第三分冊金融会社関係 14資金移動業者関係	厚生労働大臣の指定を受けた資金移動業者の口座への貸金支払を可能とする労働基準法施行規則の一部を改正する省令(令和4年11月28日公布)を踏まえた、資金移動業者への監督上の対応に関する改正	令和5年4月1日
資金決済に関する法律 資金決済に関する法律施行令 資金移動業に関する内閣府令 資金移動業等の指定紛争解決機関に関する内閣府令 金融庁事務ガイドライン第三分冊金融会社関係 14資金移動業者関係	金融のデジタル化等に対応し、安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るため、電子情報処理組織を用いて移転することができる一定の通貨建資産等である電子決済手段の交換等を行う電子決済手段等取引業等の創設等を行う改正	令和5年6月1日

これらにより、本書の内容にも影響がございましたので、以下の表の通り、本文を読み替えてご利用ください。

なお、令和5年6月1日施行の法令・ガイドライン改正のうち、特定資金移動業及び電子決済手段に関する部分は、一部省略して正誤表を作成しております。

ページ	訂正箇所	改正・訂正後	改正・訂正前
2	I 2 資金決済法の総則(定義等)	(2) 資金移動業とは(法第2条第2項)	(2) 資金移動業とは(法第2条第2項、 <u>政令第2条</u>)
11	II 4 登録事項等	法第38条により登録の申請を行うときは、「 <u>別紙様式第2号</u> 」(外国資金移動業者については、「 <u>別紙様式第2号の2</u> 」)により作成した「登録申請書」に添付書類(官公署が証明する書類は、申請の日の前3か月以内に発行されたものに限る。)各1部を添え申請を行うことになっています(府令第4条)。	法第38条により登録の申請を行うときは、「 <u>別紙様式第1号</u> 」(外国資金移動業者については、「 <u>別紙様式第2号</u> 」)により作成した「登録申請書」に添付書類(官公署が証明する書類は、申請の日の前3か月以内に発行されたものに限る。)各1部を添え申請を行うことになっています(府令第4条)。
16	6 登録の拒否要件等	(1)～(6) (略) (7) 第56条第1項若しくは第2項の規定により第37条の登録を取り消され、 <u>第62条の22第1項若しくは第2項の規定により第62条の3の登録を取り消され、第63条の37第1項若しくは第2項の規定により第63条の23の許可を取り消され、若しくは第82条第1項若しくは第2項の規定により第64条第1項の免許を取り消され、又はこの法律若しくは銀行法等に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録、許可若しくは免許(当該登録、許可又は免許に類するその他の行政処分を含む。)</u> を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない法人 <u>(8) 第37条の2第2項の規定により読み替えて適用する第56条第1項の規定による特定資金移動業の廃止の命令を受け、若しくは第62条の8第2項の規定により読み替えて適用する第62条の22第1項の規定による電子決済手段等取引業の廃止の命令を受け、又はこの法律若しくは銀行法等に相当する外国の法令の規定によるこれらの業務と同種類の業務の廃止の命令を受け、これらの命令の日から5年を経過しない法人</u>	(1)～(6) (略) (7) 法第56条第1項若しくは第2項の規定により第37条の登録を取り消され、第82条第1項若しくは第2項の規定により第64条第1項の免許を取り消され、又は法若しくは銀行法等に相当する外国の法令の規定により当該外国で受けている同種類の登録若しくは免許を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない法人 (追加)

ページ	訂正箇所	改正・訂正後	改正・訂正前
		<p>(9) 法、銀行法等、<u>金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、出資法若しくは信託業法又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)</u>に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない法人</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) 取締役、<u>監査役若しくは執行役又は会計参与(外国資金移動業者にあつては、外国の法令上これらに相当する者又は国内における代表者とする。)</u>のうちに次のいずれかに該当する者のある法人</p> <p>① 精神の機能の障害のため資金移動業に係る職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</p> <p>② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これに相当する者</p> <p>③ 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>④ 法、銀行法等、<u>金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、出資法、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律若しくは信託業法又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)</u>に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>⑤ 資金移動業者が法第56条第1項若しくは第2項の規定により第37条の登録を取り消された場合又は法人が法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録(当該登録に類するその他の行政処分を含む。)を取り消された場合において、その取消しの日の前30日以内にその</p>	<p>(8) 法、銀行法等<u>若しくは出資法又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)</u>に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない法人</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) 取締役<u>若しくは監査役又は会計参与(外国資金移動業者にあつては、国内における代表者を含む。)</u>のうちに次のいずれかに該当する者のある法人</p> <p>① 精神の機能の障害のため資金移動業に係る職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</p> <p>② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これに相当する者</p> <p>③ 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>④ 法、銀行法等、<u>出資法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)</u>に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>⑤ 資金移動業者が法第56条第1項若しくは第2項の規定により第37条の登録を取り消された場合又は法人が法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録(当該登録に類する<u>許可</u>その他の行政処分を含む。)を取り消された場合において、その取消しの日の前30日以内</p>

ページ	訂正箇所	改正・訂正後	改正・訂正前
20	7 変更の届出 (1)	<p>法人の取締役等であった者で、当該取消しの日から5年を経過しない者その他これに準ずるものとして政令第13条で定める者</p> <p>(12) (略)</p> <p>(1) 特定業務内容等の変更の届出(あらかじめ届け出るべきもの) 特定業務内容等の変更をしようとするときは、「別紙様式第10号」により作成した「変更届出書」(当該変更届出書の「事前」、「変更します」及び「第41条第3項」を○で囲む必要があります。)に、変更された登録申請書(「別紙様式第2号」又は「別紙様式第2号の2」)記載事項のうち資金移動業の内容及び方法に係る変更があった事項に係る当該「各面」及び添付書類を添えて、あらかじめ変更届出を行う必要があります(法第41条第3項、府令第10条第1項第2号、第3号、別紙様式第10号記載上の注意3.7.)。</p> <p>(2) 特定業務内容等の変更を除く変更の届出(変更後遅滞なく届け出るべきもの) 法第38条により登録申請書に記載した事項に変更(特定業務内容等の変更を除き、「資金移動業の種別」の変更にあつては、一の種別の資金移動業の全部を廃止したことによるものに限る。)があつたときは、「別紙様式第10号」により作成した「変更届出書」(当該変更届出書の「事後」、「変更しました」及び「第41条第4項」を○で囲む必要があります。)に変更された登録申請書(「別紙様式第2号」又は「別紙様式第2号の2」)記載事項のうち変更があった事項に係る当該「各面」及び添付書類(官公署が証明する書類は、届出の日の前3か月以内に発行されたものに限る。)各1部を添え、遅滞なく変更届出を行う必要があります(法第41条、府令第10条第2項、別紙様式第10号記載上の注意</p>	<p>にその法人の取締役等であった者で、当該取消しの日から5年を経過しない者その他これに準ずるものとして政令第13条で定める者</p> <p>(11) (略)</p> <p>(1) 特定業務内容等の変更の届出(あらかじめ届け出るべきもの) 特定業務内容等の変更をしようとするときは、「別紙様式第10号」により作成した「変更届出書」(当該変更届出書の「事前」、「変更します」及び「第41条第3項」を○で囲む必要があります。)に、変更された登録申請書(「別紙様式第1号」又は「別紙様式第2号」)記載事項のうち資金移動業の内容及び方法に係る変更があつた事項に係る当該「各面」及び添付書類を添えて、あらかじめ変更届出を行う必要があります(法第41条第3項、府令第10条第1項、別紙様式第10号記載上の注意2.6.)。</p> <p>(2) 特定業務内容等の変更を除く変更の届出(変更後遅滞なく届け出るべきもの) 法第38条により登録申請書に記載した事項に変更(特定業務内容等の変更を除き、「資金移動業の種別」の変更にあつては、一の種別の資金移動業の全部を廃止したことによるものに限る。)があつたときは、「別紙様式第10号」により作成した「変更届出書」(当該変更届出書の「事後」、「変更しました」及び「第41条第4項」を○で囲む必要があります。)に変更された登録申請書(「別紙様式第1号」又は「別紙様式第2号」)記載事項のうち変更があつた事項に係る当該「各面」及び添付書類(官公署が証明する書類は、届出の日の前3か月以内に発行されたものに限る。)各1部を添え、遅滞なく変更届出を行う必要があります(法第41条、府令第10条第2項、別紙様式第10号記載上の注意6.)。</p>

ページ	訂正箇所	改正・訂正後	改正・訂正前																								
21	(2) 表	<p>7.)。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>登録事項</th> <th>様式番号</th> <th>添付書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(中略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>営業所の設置、位置の変更又は廃止(本店の所在地を他の財務(支)局等の管轄する区域に変更した場合を除く。)</td> <td>別紙様式第10号</td> <td>当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面 (府令第10条第2項第3号)</td> </tr> <tr> <td>(以下略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	登録事項	様式番号	添付書類	(中略)			営業所の設置、位置の変更又は廃止(本店の所在地を他の財務(支)局等の管轄する区域に変更した場合を除く。)	別紙様式第10号	当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面 (府令第10条第2項第3号)	(以下略)			<table border="1"> <thead> <tr> <th>登録事項</th> <th>様式番号</th> <th>添付書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(中略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>営業所の設置、位置の変更又は廃止(本店の所在地を他の財務(支)局等の管轄する区域に変更した場合を除く。)</td> <td>別紙様式第10号</td> <td>当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書 (府令第10条第2項第3号)</td> </tr> <tr> <td>(以下略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	登録事項	様式番号	添付書類	(中略)			営業所の設置、位置の変更又は廃止(本店の所在地を他の財務(支)局等の管轄する区域に変更した場合を除く。)	別紙様式第10号	当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書 (府令第10条第2項第3号)	(以下略)		
登録事項	様式番号	添付書類																									
(中略)																											
営業所の設置、位置の変更又は廃止(本店の所在地を他の財務(支)局等の管轄する区域に変更した場合を除く。)	別紙様式第10号	当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面 (府令第10条第2項第3号)																									
(以下略)																											
登録事項	様式番号	添付書類																									
(中略)																											
営業所の設置、位置の変更又は廃止(本店の所在地を他の財務(支)局等の管轄する区域に変更した場合を除く。)	別紙様式第10号	当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書 (府令第10条第2項第3号)																									
(以下略)																											
24	8 第一種資金移動業における業務実施計画の認可等 (4) 表	<table border="1"> <thead> <tr> <th>記載事項</th> <th>様式番号</th> <th>記載上の注意</th> <th>添付書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(中略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>為替取引に係る業務の提供の方法 (法第40条の2第1項第3号 府令第9条の3第1号)</td> <td>(略)</td> <td>・為替取引の種類等、提供方法 (以下略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	記載事項	様式番号	記載上の注意	添付書類	(中略)				為替取引に係る業務の提供の方法 (法第40条の2第1項第3号 府令第9条の3第1号)	(略)	・為替取引の種類等、提供方法 (以下略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>記載事項</th> <th>様式番号</th> <th>記載上の注意</th> <th>添付書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(中略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>為替取引に係る業務の提供の方法 (法第40条の2第1項第3号 府令第9条の3第1号)</td> <td>(略)</td> <td>・為替取引の種類、提供方法 (以下略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	記載事項	様式番号	記載上の注意	添付書類	(中略)				為替取引に係る業務の提供の方法 (法第40条の2第1項第3号 府令第9条の3第1号)	(略)	・為替取引の種類、提供方法 (以下略)	(略)
記載事項	様式番号	記載上の注意	添付書類																								
(中略)																											
為替取引に係る業務の提供の方法 (法第40条の2第1項第3号 府令第9条の3第1号)	(略)	・為替取引の種類等、提供方法 (以下略)	(略)																								
記載事項	様式番号	記載上の注意	添付書類																								
(中略)																											
為替取引に係る業務の提供の方法 (法第40条の2第1項第3号 府令第9条の3第1号)	(略)	・為替取引の種類、提供方法 (以下略)	(略)																								
55	IV 3 利用者の保護等に関する措置 (3) 留意点	<p>【留意点】</p> <p>1. 資金移動業者は、<u>内閣府令第29条の2第1項</u>第5号及び第31条第4号に基づき、資金移動サービスに関し、不正取引が行われたことにより発生した損失の補償その他の対応に関する方針を策定し、資金移動業者の利用者への情報提供を行うことが必要です。補償方針には、少なくとも次の事項が定められている必要があります(ガイドラインⅡ-2-6-1①②)。 (以下略)</p>	<p>【留意点】</p> <p>1. 資金移動業者は、<u>内閣府令第29条の2</u>第5号及び第31条第4号に基づき、資金移動サービスに関し、不正取引が行われたことにより発生した損失の補償その他の対応に関する方針を策定し、資金移動業者の利用者への情報提供を行うことが必要です。補償方針には、少なくとも次の事項が定められている必要があります(ガイドラインⅡ-2-6-1①②)。 (以下略)</p>																								
61	4 滞留規制 (1)	<p>(1) すべての資金移動業者 資金移動業者は、利用者から受け入れた資金のうち為替取引に</p>	<p>(1) すべての資金移動業者 資金移動業者は、利用者から受け入れた資金のうち為替取引に</p>																								

ページ	訂正箇所	改正・訂正後	改正・訂正前
66	V 2 報告書の提出等 (2)	<p>用いられないことがないと認められるものについて、当該利用者への返還その他の当該資金を保有しないための措置を講じなければなりません(府令第30条の2第3項)。 (以下略)</p> <p>(2) 未達債務の額等に関する報告書の提出(法第53条第2項、府令第35条) 資金移動業者は<u>事業年度の期間を3月ごとに区分した各期間(最後に3月未満の期間を生じたときはその3月未満の期間。以下「報告対象期間」といいます。)</u>ごとに、当該報告基準日から1か月以内に上記(1)①に掲げる資金移動業者の場合、「別紙様式第21号」により作成した「未達債務の額等に関する報告書」を、上記(1)②に掲げる資金移動業者の場合、当該報告書に加え「第三種資金移動業に係る預貯金等管理方法による管理の状況に関する報告書」を財務(支)局長等に提出しなければなりません。 これらの報告書には、次の書類を添付する必要があります。 ① ②以外の資金移動業者の場合(府令第35条の2第1項第2号)イ～ニ (略) ホ 報告基準日(報告対象期間の末日)において信託契約資金移動業者であった場合は、信託会社等が発行する当該報告書に係る報告基準日における信託財産の額を証明する書面</p>	<p>用いられないことがないと認められるものについて、当該利用者への返還その他の当該資金を保有しないための措置を講じなければなりません(府令第30条の2第2項)。 (以下略)</p> <p>(2) 未達債務の額等に関する報告書の提出(法第53条第2項、府令第35条) 資金移動業者は、<u>毎年3月31日、6月30日、9月30日及び12月31日(以下、「報告基準日」といいます。)</u>ごとに、当該報告基準日から1か月以内に上記(1)①に掲げる資金移動業者の場合、「別紙様式第21号」により作成した「未達債務の額等に関する報告書」を、上記(1)②に掲げる資金移動業者の場合、当該報告書に加え「第三種資金移動業に係る預貯金等管理方法による管理の状況に関する報告書」を財務(支)局長等に提出しなければなりません。 これらの報告書には、次の書類を添付する必要があります。 ① ②以外の資金移動業者の場合(府令第35条の2第1項第2号)イ～ニ (略) ホ 報告基準日において信託契約資金移動業者であった場合は、信託会社等が発行する当該報告書に係る報告基準日における信託財産の額を証明する書面</p>
73	VI 2 廃止の届出等 (2)	<p>(2) 登録の失効(法第61条第2項、法第62条第2項) (以下略)</p>	<p>(2) 登録の失効(法第61条第2項、法第62条第1項、第2項) (以下略)</p>
74	3 外国資金移動業者の勧誘の禁止	<p>3 外国資金移動業者等の勧誘の禁止 資金移動業の登録を受けていない外国資金移動業者 <u>及び外国信託業者</u>は、国内にある者に対して、為替取引の勧誘をしてはなりません(法第63条)。</p>	<p>3 外国資金移動業者の勧誘の禁止 資金移動業の登録を受けていない外国資金移動業者は、国内にある者に対して、為替取引の勧誘をしてはなりません(法第63条)。</p>

ページ	訂正箇所	改正・訂正後	改正・訂正前																																								
75 ～ 77	VII 罰則	(以下略) ※ 令和5年6月1日施行の法改正により大幅に変わっております。詳細は、改正後の資金決済に関する法律第107条から第117条をご参照ください。	(以下略)																																								
83	IX 財務(支)局一覧	<table border="1"> <thead> <tr> <th>財務(支)局・財務事務所等</th> <th>郵便番号</th> <th>住所</th> <th>庁舎名等</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>富山財務事務所</td> <td>〒930-0856</td> <td>富山県富山市 牛島新町11 -7</td> <td>富山合同庁舎</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	財務(支)局・財務事務所等	郵便番号	住所	庁舎名等	電話番号	(略)					富山財務事務所	〒930-0856	富山県富山市 牛島新町11 -7	富山合同庁舎	(略)	(略)					<table border="1"> <thead> <tr> <th>財務(支)局・財務事務所等</th> <th>郵便番号</th> <th>住所</th> <th>庁舎名等</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>富山財務事務所</td> <td>〒930-8554</td> <td>富山県富山市 丸の内1-8- 10</td> <td>北陸銀行・堤商事 富山丸の内 ビル5階</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	財務(支)局・財務事務所等	郵便番号	住所	庁舎名等	電話番号	(略)					富山財務事務所	〒930-8554	富山県富山市 丸の内1-8- 10	北陸銀行・堤商事 富山丸の内 ビル5階	(略)	(略)				
財務(支)局・財務事務所等	郵便番号	住所	庁舎名等	電話番号																																							
(略)																																											
富山財務事務所	〒930-0856	富山県富山市 牛島新町11 -7	富山合同庁舎	(略)																																							
(略)																																											
財務(支)局・財務事務所等	郵便番号	住所	庁舎名等	電話番号																																							
(略)																																											
富山財務事務所	〒930-8554	富山県富山市 丸の内1-8- 10	北陸銀行・堤商事 富山丸の内 ビル5階	(略)																																							
(略)																																											
84 ～ 140	資金移動業者に対する内閣府令様式～資金移動業事務ガイドライン様式	※ 令和5年6月1日施行の法令・ガイドライン改正により大幅に変わっております。最新の様式は、当協会HP>事業者のみなさまへ> 資金移動業者に関する内閣府令別紙様式等 をご参照ください。																																									
141 ～ 169	資金決済に関する法律	※ 改正により大幅に変わっております。最新の法律は、デジタル庁運営のe-Gov法令検索にてご確認ください。 https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=421AC0000000059_20230601_504AC0000000097																																									
170 ～ 183	資金決済に関する法律施行令	※ 改正により大幅に変わっております。最新の政令は、デジタル庁運営のe-Gov法令検索にてご確認ください。 https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=422CO0000000019_20211101_503CO0000000162																																									

ページ	訂正箇所	改正・訂正後	改正・訂正前
184 ～ 215	資金移動業者に関する内閣府令	※ 改正により大幅に変わっております。最新の府令は、デジタル庁運営のe-Gov法令検索にてご確認ください。 https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=422M60000002004_20220401_504M60000002013	
219 ～ 226	資金移動業等の指定紛争解決機関に関する内閣府令	※ 改正により大幅に変わっております。最新の府令は、デジタル庁運営のe-Gov法令検索にてご確認ください。 https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=422M60000002008_20210630_503M60000002044	
236	資金決済に関する法律施行令第三十条第四項の規定に基づき、同条第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限を定める件	資金決済に関する法律施行令第三十条第四項に規定する金融庁長官の指定するものは、次に掲げるものとする。 一 資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号。以下「法」という。) 第四十条の二第一項(法第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。) の規定による認可 二 法第四十条の二第二項(法第三十七条の二第二項の規定により適用する場合を含む。) の規定による届出の受理 三 法第四十条の二第三項(法第三十七条の二第二項の規定により適用する場合を含む。) の規定による認可の条件の付加及びこれの変更	資金決済に関する法律施行令第三十条第四項に規定する金融庁長官の指定するものは、次に掲げるものとする。 一 資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号。以下「法」という。) 第四十条の二第一項 の規定による認可 二 法第四十条の二第二項 の規定による届出の受理 三 法第四十条の二第三項 の規定による認可の条件の付加及びこれの変更
238	資金移動業履行保証金規則	(履行保証金の保管替え等) 第三条 1～2 (略)3 資金移動業者は、前項の規定による供託をしたときは、所在地変更前の本店の最寄りの供託所に供託した履行保証金を取り戻すことができる。この場合において、供託規則第二十五条第一項本文の規定により供託物払渡請求書に添付すべき書面は、本店の所在地の変更の事実を 証する登記事項証明書 及び前項の規定による供託に係る供託書正本の写しをもって足りる。(以下略)	(履行保証金の保管替え等) 第三条 1～2 (略)3 資金移動業者は、前項の規定による供託をしたときは、所在地変更前の本店の最寄りの供託所に供託した履行保証金を取り戻すことができる。この場合において、供託規則第二十五条第一項本文の規定により供託物払渡請求書に添付すべき書面は、本店の所在地の変更の事実を 証する書面 及び前項の規定による供託に係る供託書正本の写しをもって足りる。(以下略)
242	事務ガイドライン	※ 改正により大幅に変わっております。最新のガイドラインは金融	

ページ	訂正箇所	改正・訂正後	改正・訂正前
～ 315		庁HPにてご確認ください。 https://www.fsa.go.jp/common/law/guide/kaisya/index.html	

資金決済に関する法律施行令等の一部改正等のお知らせ(第6版令和5年3月増刷購入者様向け)本書で扱う法令及びガイドラインにつきまして、以下の通り一部改正が行われました。

改正対象	改正の主な内容等	施行・適用日
金融庁事務ガイドライン第三分冊金融会社関係 14資金移動業者関係	厚生労働大臣の指定を受けた資金移動業者の口座への貸金支払を可能とする労働基準法施行規則の一部を改正する省令(令和4年11月28日公布)を踏まえた、資金移動業者への監督上の対応に関する改正	令和5年4月1日

これらにより、本書の内容にも影響がございましたので、以下の表の通り、本文を読み替えてご利用ください。

ページ	訂正箇所	改正・訂正後	改正・訂正前
2	I 2 資金決済法の総則(定義等)	(2) 資金移動業とは(法第2条第2項)	(2) 資金移動業とは(法第2条第2項、 政令第2条)
11	II 4 登録事項等	法第38条により登録の申請を行うときは、「 別紙様式第2号 」(外国資金移動業者については、「 別紙様式第2号の2 」)により作成した「登録申請書」に添付書類(官公署が証明する書類は、申請の日の前3か月以内に発行されたものに限る。)各1部を添え申請を行うことになっています(府令第4条)。	法第38条により登録の申請を行うときは、「 別紙様式第1号 」(外国資金移動業者については、「 別紙様式第2号 」)により作成した「登録申請書」に添付書類(官公署が証明する書類は、申請の日の前3か月以内に発行されたものに限る。)各1部を添え申請を行うことになっています(府令第4条)。
16	6 登録の拒否要件等	(1)～(6) (略) (7) 第56条第1項若しくは第2項の規定により第37条の登録を取り消され、 第62条の22第1項若しくは第2項の規定により第62条の3の登録を取り消され、第63条の37第1項若しくは第2項の規定により第63条の23の許可を取り消され、若しくは第82条第1項若しくは第2項の規定により第64条第1項の免許を取り消され、又はこの法律若しくは銀行法等に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録、許可若しくは免許(当該登録、許可又は免許に類するその他の行政処分を含む。)を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない法人	(1)～(6) (略) (7) 法第56条第1項若しくは第2項の規定により第37条の登録を取り消され、第82条第1項若しくは第2項の規定により第64条第1項の免許を取り消され、又は法若しくは銀行法等に相当する外国の法令の規定により当該外国で受けている同種類の登録若しくは免許を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない法人
		(8) 第37条の2第2項の規定により読み替えて適用する第56条	(追加)

ページ	訂正箇所	改正・訂正後	改正・訂正前
		<p><u>第1項の規定による特定資金移動業の廃止の命令を受け、若しくは第62条の8第2項の規定により読み替えて適用する第62条の22第1項の規定による電子決済手段等取引業の廃止の命令を受け、又はこの法律若しくは銀行法等に相当する外国の法令の規定によるこれらの業務と同種類の業務の廃止の命令を受け、これらの命令の日から5年を経過しない法人</u></p> <p><u>(9) 法、銀行法等、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、出資法若しくは信託業法又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない法人</u></p> <p><u>(10) (略)</u></p> <p><u>(11) 取締役、監査役若しくは執行役又は会計参与(外国資金移動業者にあつては、外国の法令上これらに相当する者又は国内における代表者とする。)のうちに次のいずれかに該当する者のある法人</u></p> <p>① 精神の機能の障害のため資金移動業に係る職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</p> <p>② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これに相当する者</p> <p>③ 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>④ 法、銀行法等、<u>金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、出資法、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律若しくは信託業法又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行</u></p>	<p><u>(8) 法、銀行法等若しくは出資法又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない法人</u></p> <p><u>(9) (略)</u></p> <p><u>(10) 取締役若しくは監査役又は会計参与(外国資金移動業者にあつては、国内における代表者を含む。)のうちに次のいずれかに該当する者のある法人</u></p> <p>① 精神の機能の障害のため資金移動業に係る職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</p> <p>② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これに相当する者</p> <p>③ 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>④ 法、銀行法等、<u>出資法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</u></p>

ページ	訂正箇所	改正・訂正後	改正・訂正前
20	<p>7 変更の届出</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p>	<p>を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>⑤ 資金移動業者が法第56条第1項若しくは第2項の規定により第37条の登録を取り消された場合又は法人が法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録(当該登録に類するその他の行政処分を含む。)を取り消された場合において、その取消しの日の前30日以内にその法人の取締役等であった者で、当該取消しの日から5年を経過しない者その他これに準ずるものとして政令第13条で定める者</p> <p>(12) (略)</p> <p>(1) 特定業務内容等の変更の届出(あらかじめ届け出るべきもの) 特定業務内容等の変更をしようとするときは、「別紙様式第10号」により作成した「変更届出書」(当該変更届出書の「事前」、「変更します」及び「第41条第3項」を○で囲む必要があります。)に、変更された登録申請書(「別紙様式第2号」又は「別紙様式第2号の2」)記載事項のうち資金移動業の内容及び方法に係る変更があった事項に係る当該「各面」及び添付書類を添えて、あらかじめ変更届出を行う必要があります(法第41条第3項、府令第10条第1項第2号、第3号、別紙様式第10号記載上の注意3. 7.)。</p> <p>(2) 特定業務内容等の変更を除く変更の届出(変更後遅滞なく届け出るべきもの) 法第38条により登録申請書に記載した事項に変更(特定業務内容等の変更を除き、「資金移動業の種別」の変更にあつては、一の種別の資金移動業の全部を廃止したことによるものに限る。)があったときは、「別紙様式第10号」により作成した「変更届出書」(当該変更届出書の「事後」、「変更しました」及び「第41条</p>	<p>⑤ 資金移動業者が法第56条第1項若しくは第2項の規定により第37条の登録を取り消された場合又は法人が法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録(当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。)を取り消された場合において、その取消しの日の前30日以内にその法人の取締役等であった者で、当該取消しの日から5年を経過しない者その他これに準ずるものとして政令第13条で定める者</p> <p>(11) (略)</p> <p>(1) 特定業務内容等の変更の届出(あらかじめ届け出るべきもの) 特定業務内容等の変更をしようとするときは、「別紙様式第10号」により作成した「変更届出書」(当該変更届出書の「事前」、「変更します」及び「第41条第3項」を○で囲む必要があります。)に、変更された登録申請書(「別紙様式第1号」又は「別紙様式第2号」)記載事項のうち資金移動業の内容及び方法に係る変更があった事項に係る当該「各面」及び添付書類を添えて、あらかじめ変更届出を行う必要があります(法第41条第3項、府令第10条第1項、別紙様式第10号記載上の注意2. 6.)。</p> <p>(2) 特定業務内容等の変更を除く変更の届出(変更後遅滞なく届け出るべきもの) 法第38条により登録申請書に記載した事項に変更(特定業務内容等の変更を除き、「資金移動業の種別」の変更にあつては、一の種別の資金移動業の全部を廃止したことによるものに限る。)があったときは、「別紙様式第10号」により作成した「変更届出書」(当該変更届出書の「事後」、「変更しました」及び「第41条</p>

ページ	訂正箇所	改正・訂正後	改正・訂正前																								
21	7 変更の届出 (2) 表	<p>第4項」を○で囲む必要があります。)に変更された登録申請書(「<u>別紙様式第2号</u>」又は「<u>別紙様式第2号の2</u>」)記載事項のうち変更があった事項に係る当該「各面」及び添付書類(官公署が証明する書類は、届出の日の前3か月以内に発行されたものに限る。)各1部を添え、遅滞なく変更届出を行う必要があります(法第41条、府令第10条第2項、別紙様式第10号記載上の注意<u>7.</u>)。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>登録事項</th> <th>様式番号</th> <th>添付書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(中略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>営業所の設置、位置の変更又は廃止(本店の所在地を他の財務(支)局等の管轄する区域に変更した場合を除く。)</td> <td>別紙様式第10号</td> <td>当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又は<u>これに代わる書面</u> (府令第10条第2項第3号)</td> </tr> <tr> <td>(以下略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	登録事項	様式番号	添付書類	(中略)			営業所の設置、位置の変更又は廃止(本店の所在地を他の財務(支)局等の管轄する区域に変更した場合を除く。)	別紙様式第10号	当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又は <u>これに代わる書面</u> (府令第10条第2項第3号)	(以下略)			<p>第4項」を○で囲む必要があります。)に変更された登録申請書(「<u>別紙様式第1号</u>」又は「<u>別紙様式第2号</u>」)記載事項のうち変更があった事項に係る当該「各面」及び添付書類(官公署が証明する書類は、届出の日の前3か月以内に発行されたものに限る。)各1部を添え、遅滞なく変更届出を行う必要があります(法第41条、府令第10条第2項、別紙様式第10号記載上の注意<u>6.</u>)。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>登録事項</th> <th>様式番号</th> <th>添付書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(中略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>営業所の設置、位置の変更又は廃止(本店の所在地を他の財務(支)局等の管轄する区域に変更した場合を除く。)</td> <td>別紙様式第10号</td> <td>当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書 (府令第10条第2項第3号)</td> </tr> <tr> <td>(以下略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	登録事項	様式番号	添付書類	(中略)			営業所の設置、位置の変更又は廃止(本店の所在地を他の財務(支)局等の管轄する区域に変更した場合を除く。)	別紙様式第10号	当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書 (府令第10条第2項第3号)	(以下略)		
登録事項	様式番号	添付書類																									
(中略)																											
営業所の設置、位置の変更又は廃止(本店の所在地を他の財務(支)局等の管轄する区域に変更した場合を除く。)	別紙様式第10号	当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又は <u>これに代わる書面</u> (府令第10条第2項第3号)																									
(以下略)																											
登録事項	様式番号	添付書類																									
(中略)																											
営業所の設置、位置の変更又は廃止(本店の所在地を他の財務(支)局等の管轄する区域に変更した場合を除く。)	別紙様式第10号	当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書 (府令第10条第2項第3号)																									
(以下略)																											
24	8 第一種資金移動業における業務実施計画の認可等 (4) 表	<table border="1"> <thead> <tr> <th>記載事項</th> <th>様式番号</th> <th>記載上の注意</th> <th>添付書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(中略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>為替取引に係る業務の提供の方法 (法第40条の2第1項第3号 府令第9条の3第1号)</td> <td>(略)</td> <td>・為替取引の種類等、提供方法 (以下略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	記載事項	様式番号	記載上の注意	添付書類	(中略)				為替取引に係る業務の提供の方法 (法第40条の2第1項第3号 府令第9条の3第1号)	(略)	・為替取引の種類等、提供方法 (以下略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>記載事項</th> <th>様式番号</th> <th>記載上の注意</th> <th>添付書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(中略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>為替取引に係る業務の提供の方法 (法第40条の2第1項第3号 府令第9条の3第1号)</td> <td>(略)</td> <td>・為替取引の種類、提供方法 (以下略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	記載事項	様式番号	記載上の注意	添付書類	(中略)				為替取引に係る業務の提供の方法 (法第40条の2第1項第3号 府令第9条の3第1号)	(略)	・為替取引の種類、提供方法 (以下略)	(略)
記載事項	様式番号	記載上の注意	添付書類																								
(中略)																											
為替取引に係る業務の提供の方法 (法第40条の2第1項第3号 府令第9条の3第1号)	(略)	・為替取引の種類等、提供方法 (以下略)	(略)																								
記載事項	様式番号	記載上の注意	添付書類																								
(中略)																											
為替取引に係る業務の提供の方法 (法第40条の2第1項第3号 府令第9条の3第1号)	(略)	・為替取引の種類、提供方法 (以下略)	(略)																								
55	IV 3 利用者の保護等に関する措置 (3) 留意点	<p>【留意点】</p> <p>1. 資金移動業者は、<u>内閣府令第29条の2第1項</u>第5号及び第31条第4号に基づき、資金移動サービスに関し、不正取引が行われたことにより発生した損失の補償その他の対応に関する方針を策定し、資金移動業者の利用者への情報提供を行うことが必要です。補</p>	<p>【留意点】</p> <p>1. 資金移動業者は、<u>内閣府令第29条の2</u>第5号及び第31条第4号に基づき、資金移動サービスに関し、不正取引が行われたことにより発生した損失の補償その他の対応に関する方針を策定し、資金移動業者の利用者への情報提供を行うことが必要です。補</p>																								

ページ	訂正箇所	改正・訂正後	改正・訂正前
61	4 滞留規制 (1)	償方針には、少なくとも次の事項が定められている必要があります(ガイドラインⅡ-2-6-1①②)。 (以下略) (1) すべての資金移動業者 資金移動業者は、利用者から受け入れた資金のうち為替取引に用いられることがないと認められるものについて、当該利用者への返還その他の当該資金を保有しないための措置を講じなければなりません(府令第30条の2 第3項)。 (以下略)	償方針には、少なくとも次の事項が定められている必要があります(ガイドラインⅡ-2-6-1①②)。 (以下略) (1) すべての資金移動業者 資金移動業者は、利用者から受け入れた資金のうち為替取引に用いられることがないと認められるものについて、当該利用者への返還その他の当該資金を保有しないための措置を講じなければなりません(府令第30条の2 第2項)。 (以下略)
66	V 2 報告書の提出等 (2)	(2) 未達債務の額等に関する報告書の提出(法第53条第2項、府令第35条) 資金移動業者は 事業年度の期間を3月ごとに区分した各期間(最後に3月未満の期間を生じたときはその3月未満の期間。以下「報告対象期間」といいます。) ごとに、当該報告基準日から1か月以内に上記(1)①に掲げる資金移動業者の場合、「別紙様式第21号」により作成した「未達債務の額等に関する報告書」を、上記(1)②に掲げる資金移動業者の場合、当該報告書に加え「第三種資金移動業に係る預貯金等管理方法による管理の状況に関する報告書」を財務(支)局長等に提出しなければなりません。 これらの報告書には、次の書類を添付する必要があります。 ① ②以外の資金移動業者の場合(府令第35条の2第1項第2号イ～ニ (略)) ホ 報告基準日(報告対象期間の末日)において信託契約資金移動業者であった場合は、信託会社等が発行する当該報告書に係る報告基準日における信託財産の額を証明する書面	(2) 未達債務の額等に関する報告書の提出(法第53条第2項、府令第35条) 資金移動業者は、 毎年3月31日、6月30日、9月30日及び12月31日(以下、「報告基準日」といいます。) ごとに、当該報告基準日から1か月以内に上記(1)①に掲げる資金移動業者の場合、「別紙様式第21号」により作成した「未達債務の額等に関する報告書」を、上記(1)②に掲げる資金移動業者の場合、当該報告書に加え「第三種資金移動業に係る預貯金等管理方法による管理の状況に関する報告書」を財務(支)局長等に提出しなければなりません。 これらの報告書には、次の書類を添付する必要があります。 ① ②以外の資金移動業者の場合(府令第35条の2第1項第2号イ～ニ (略)) ホ 報告基準日において信託契約資金移動業者であった場合は、信託会社等が発行する当該報告書に係る報告基準日における信託財産の額を証明する書面
73	VI 2 廃止の届出	(2) 登録の失効(法第61条第2項、法第62条第2項)	(2) 登録の失効(法第61条第2項、法第62条第1項、第2項)

ページ	訂正箇所	改正・訂正後	改正・訂正前
	等 (2)	(以下略)	(以下略)
74	3 外国資金移動業者の勧誘の禁止	<p>3 外国資金移動業者等の勧誘の禁止</p> <p>資金移動業の登録を受けていない外国資金移動業者 及び外国信託業者は、国内にある者に対して、為替取引の勧誘をしてはなりません(法第63条)。</p> <p>(以下略)</p>	<p>3 外国資金移動業者の勧誘の禁止</p> <p>資金移動業の登録を受けていない外国資金移動業者は、国内にある者に対して、為替取引の勧誘をしてはなりません(法第63条)。</p> <p>(以下略)</p>
84 ～ 140	資金移動業者に対する内閣府令様式～資金移動業事務ガイドライン様式	<p>※ 令和5年6月1日施行の法令・ガイドライン改正により大幅に変わっております。最新の様式は、当協会HP>事業者のみなさまへ>資金移動業者に関する内閣府令別紙様式等 をご参照ください。</p>	
141 ～ 168	資金決済に関する法律	<p>※ 改正により大幅に変わっております。最新の法律は、デジタル庁運営のe-Gov法令検索にてご確認ください。</p> <p>https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=421AC0000000059_20230601_504AC0000000097</p>	
169 ～ 182	資金決済に関する法律施行令	<p>※ 改正により大幅に変わっております。最新の政令は、デジタル庁運営のe-Gov法令検索にてご確認ください。</p> <p>https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=422CO0000000019_20211101_503CO00000000162</p>	
183 ～ 213	資金移動業者に関する内閣府令	<p>※ 改正により大幅に変わっております。最新の府令は、デジタル庁運営のe-Gov法令検索にてご確認ください。</p> <p>https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=422M60000002004_20220401_504M60000002013</p>	
217	資金移動業等の指	<p>※ 改正により大幅に変わっております。最新の府令は、デジタル</p>	

ページ	訂正箇所	改正・訂正後	改正・訂正前
～ 224	定紛争解決機関に関する内閣府令	<p>庁運営のe-Gov法令検索にてご確認ください。 https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=422M60000002008_20210630_503M60000002044</p>	
234	資金決済に関する法律施行令第三十条第四項の規定に基づき、同条第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限を定める件	<p>資金決済に関する法律施行令第三十条第四項に規定する金融庁長官の指定するものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号。以下「法」という。) 第四十条の二第一項(法第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による認可</p> <p>二 法第四十条の二第二項(法第三十七条の二第二項の規定により適用する場合を含む。)の規定による届出の受理</p> <p>三 法第四十条の二第三項(法第三十七条の二第二項の規定により適用する場合を含む。)の規定による認可の条件の付加及びこれの変更</p>	<p>資金決済に関する法律施行令第三十条第四項に規定する金融庁長官の指定するものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号。以下「法」という。) 第四十条の二第一項の規定による認可</p> <p>二 法第四十条の二第二項の規定による届出の受理</p> <p>三 法第四十条の二第三項の規定による認可の条件の付加及びこれの変更</p>
240 ～ 315	事務ガイドライン	<p>※ 改正により大幅に変わっております。最新のガイドラインは金融庁HPにてご確認ください。 https://www.fsa.go.jp/common/law/guide/kaisya/index.html</p>	